平成２９年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市福部町湯山1495番地
債務者　橋本　國雄
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成29年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
北海道室蘭市絵鞆町１丁目７番23号
債務者　小杉山勝重
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３４９４号
大阪市西区新町３丁目11番７―506号
債務者　月足　典靖
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　浩章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９９号
大阪市東淀川区北江口３丁目４番13―401号
債務者　宮岡　正子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７号
山口市赤妻町12番50号、前住所山口市駅通り２丁目６番26―1301号
債務者　村上　千惠
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２６号
神奈川県大和市深見3354番地２　ハピネスコーポ102
債務者　小松　章央
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　雅広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２７号
神奈川県大和市深見3354番地２　ハピネスコーポ102
債務者　曽根　敏子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　雅広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０７号
愛知県安城市安城町小坂21番地１
債務者　白井　季保
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
秋田県横手市大森町上溝字白山下101番地１
債務者　太田　圭輝
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２４１号
さいたま市見沼区東大宮４丁目50番地10　ドミール東大宮201
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
埼玉県鴻巣市新宿１丁目12番地４
債務者　有本　雅江
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
千葉県浦安市東野１丁目21番18号　ブルーバードハイツ２（102）
債務者　吉田リシェイルこと　吉田リシェイルマルケス
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５３号
千葉県習志野市大久保４丁目７番10号　エーデルハイム207号
債務者　田中惠美子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６０号
千葉県市原市五井6298番地２　レオパレスアルナス五井101号室
債務者　大下　秀明
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６７号
千葉市中央区仁戸名町712番地２　市営住宅仁戸名町団地４棟507号
債務者　勝田　昌彦
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７５号
東京都墨田区墨田２丁目２番３―501号、申立時の住所千葉県八千代市八千代台東１丁目41番８号　コーポサンライズ103
債務者　石井　駒枝
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係